○海田町美しいまちづくり条例

平成１８年３月２９日

条例第１２号

（目的）

第１条　この条例は、清潔で美しいまちづくりを推進することにより、海田町の恵まれた自然環境を後世に継承し、及び地域の良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　町民等　町内に居住し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。

(2)　事業者　町内で事業活動を行うすべての者をいう。

(3)　所有者等　町内の土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(4)　公共施設等　道路、公園、河川その他公共の用に供する施設（附帯設備等を含む。）をいう。

(5)　空き缶等　缶、瓶、ペットボトルその他の飲食物等を収納していた容器をいう。

(6)　ごみ　たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物をいう。

(7)　ポイ捨て　空き缶等又はごみをみだりに捨てることをいう。

(8)　空き地　所有者、占有者若しくは管理者が使用していない土地又はこれと同様の状態にある土地をいう。

(9)　屋外広告物　屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(10)　落書き　公共施設等の所有者又は管理者の意に反して描かれた文字、図形等をいう。

(11)　喫煙　たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

（町の責務）

第３条　町は、この条例の目的を達成するため、環境美化意識の啓発等の環境美化に係る必要な施策を推進しなければならない。

２　町は、町民等、事業者及び所有者等による環境美化の自主的な活動に対し、必要な支

援を行わなければならない。

（町民等の責務）

第４条　町民等は、快適な生活環境を確保するため、積極的に環境美化に努めなければならない。

２　町民等は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、従業員に対し、環境美化に関する意識の啓発を図るとともに、当該事業所及びその周辺において、環境美化活動に努めなければならない。

２　事業者は、その事業活動により地域の美観を損なうことのないよう必要な措置を講じなければならない。

３　事業者は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力しなければならない。

（所有者等の責務）

第６条　所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物の環境美化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　所有者等は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力しなければならない。

（ポイ捨ての禁止）

第７条　町民等は、公共施設等その他の第三者が管理する場所（空き缶等又はごみを捨てるよう定められた場所を除く。）において、ポイ捨てをしてはならない。

（回収容器の設置、管理等）

第８条　自動販売機（事業所等に設置されている自動販売機で、特定の者が利用するものを除く。）を使用して飲食物を販売する者は、当該販売行為に伴い生じた空き缶等が販売場所及びその周辺に投棄されないよう、空き缶等を回収するための容器を設置するとともに、当該回収容器の周辺の清掃に努める等、販売場所及びその周辺を適正に管理しなければならない。

（空き地の管理）

第９条　空き地の所有者等は、雑草、枯葉、空き缶等又はごみを放置して周辺の生活環境を損ない、近隣住民に危害や迷惑を及ぼす危険な状態にならないよう、空き地を適正に

管理しなければならない。

（飼い犬等の管理）

第１０条　犬、猫その他の愛がん動物（以下この条において「飼い犬等」という。）の所有者又は管理者は、公共施設等その他の第三者が管理する場所に飼い犬等がふんをしたときは、直ちに回収し、及び持ち帰り適正に処理しなければならない。

（看板等の掲示の禁止）

第１１条　町民等は、公共施設等その他の第三者が管理する場所において、当該管理者の許可を受けずに屋外広告物を掲示してはならない。

（落書きの禁止）

第１２条　町民等は、公共施設等において、落書きをしてはならない。

（喫煙者の責務）

第１３条　何人も、屋外の公共施設等において、歩き、若しくは走り、又は自転車若しくはバイクで走行するときは、喫煙をしないよう努めなければならない。

（立入調査）

第１４条　町長は、第７条から第１２条までの規定に違反しているおそれがあると認めたときは、町長の指定する職員に、必要な場所に立ち入り、調査させることができる。

２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指導又は勧告）

第１５条　町長は、第７条から第１２条までの規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

（措置命令）

第１６条　町長は、正当な理由がなく前条の規定に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

（公表）

第１７条　町長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

（委任）

第１８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第１９条　第７条の規定に違反し、かつ、第１６条の規定による命令に違反した者は、２万円以下の過料に処する。

附　則

この条例は、平成１８年７月１日から施行する。

附　則（令和３年２月１２日条例第３号）

この条例は、令和３年７月１日から施行する。

附　則（令和３年１２月９日条例第２４号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和４年７月１日から施行する。